

## 寺子屋・郷学所から学校へ

—比企郡川島町を例として—

濱田由美

### はじめに

明治五年（一八七二）八月三日に全国へ向けて「学制」が頒布されたことで、日本に於ける近代学校制度が始まつたのは周知の事実である。「学制」の大きな特徴は学区制を取り入れたことであ

り、全国を八大学区に分けそれを三二中学区に、さらに二一〇小学区に分けることで、五三、七六〇の小学校設立が目指されたのである。また、翌年二月には人口一三〇、〇〇〇人に一中学区、同じく六〇〇人に一小学区と、より具体的な指示が出されている。

もつとも、就学率が九割を超したとされる明治三五年（一九〇二）当時でも、学校数は二七、一五四校<sup>(1)</sup>と、その数は五三、七六〇に遠く及んでいないのであり、明治一二年に施行された「教育令」では、学区制が撤廃されている。

さらに、受益者負担・民費依存を前提とし、指導者も育成されていないなど、多くの問題を抱えながらも実施された制度であったが、実際には「学制」頒布の翌年には一二、五九七校、翌年は二〇、〇一七校、三年目には二四、二三五校<sup>(2)</sup>と、学校数は確実に増加傾向を示している。

比企郡川島町では、「学制」頒布の翌年に五つ

の小学校が開校している。中でも白井沼村・上小見野村・中山村の三校について『川島町史』では、

「白井沼、上小見野、中山の三か所に小学校が設置された。これら三校は、いずれも郷学所や支学所をその前身とするものであった。ここに郷学所系統の学校と近代学校との連続性を見ることができる」<sup>③</sup>と、近代学校制度移行期に於ける郷学所の存在を重視している。また、工藤航平は「近代小学校の成立過程と地域社会」<sup>④</sup>・「地域史からの『郷学』の再評価」<sup>⑤</sup>の中では、手習塾と郷学所体制の併存が、近代学校制度移行期の問題解決を図るために役割を果たしたと考えている。

ここでは、副区長・学校保護役として学校制度の導入に大きく関わっていた、川島町宮前の鈴木庸行が残した記録を中心に、川島町の中でも特に第一大区第七小区を例として、「学制」初期における学校数増加の背景を考えてみたい。

## 一、県域の変遷と会所・郷学所の設置

比企郡川島町は荒川と入間川に挟まれた低地にあり、東は桶川市、南は川越市、北は東松山市に隣接している。近世初頭は川越藩領であったが、藩主の松平直克が慶応二年（一八六六）に前橋に移封となつたことで、前橋藩松山陣屋支配となつている。その際この地域の村々は、「川島組」と称される事となつたが、明治三年四月には「川島分界」と改称され、行政事務を取り扱う会所（白井沼村・真福寺）が設けられると共に、川島郷学所（河島堂・河東寮等の表記も確認されるが、ここで川島郷学所に統一する。）が併設されることとなつた。明治四年七月の廢藩置県で前橋県となつた後、群馬県を経て入間県となつたのは同年十一月のことである。また、翌年二月に導入された大区小区制によつて、入間県内は一一の大区に分けられている。各大区は複数の小区で構成されており、川島町は第一大区の第六から第九小区迄

を範囲としている。この区割りの際、「旧前橋県支配の村々は七・八・九小区、それ以外の村々は六小区と区分けされ」と伝えられる。この後川島町は、明治六年六月に熊谷県、さらに同九年八月には埼玉県となり現在に至っている。

鈴木家のある宮前村は第一大区第七小区の一村であり、他に三保ノ谷宿・山ヶ谷戸村・白井沼村・吉原村・牛ヶ谷戸村・紫竹村・新堀村・上落村・下落村・釤無村・角泉村・安塚村・飯島村・平沼村・表村が含まれている。

第七小区の中心に位置する白井沼村には、明治三年（一八七〇）郷学所が真福寺内に設置されているが、ここには会所も併設され、役場の機能も併せ持つ場所となっていた。会所では、郷中三役（取締役・肝煎役・頭取名主）と呼ばれる人々が、「川嶋村々一村ト心得」毎月会合を開く一方で、左の表からも明らかのように郷学所の助教・取締役として、郷学所の維持・運営にも携わっていた。郷学所はその後遠隔者のため、下小見野村（第

八小区）・中山村（第九小区）・下落村（第七小区）に支学所を設けている。

会所・郷学所役員表

名前		明治3年5月 御布令写	明治4年9月 会所仮規則印連	明治5年4月25日 郷学校取建之旨 趣奉申上候
田中次平	三保谷宿	郷学所取締	取締	郷学所取締
猪鼻孫一郎	下落村		取締	郷学所取締
渋谷源太郎	戸守村		頭取名主	取締補
松崎又十郎	下小見野村	郷学所助教	頭取名主	取締補
大沢庄平	畠中村		頭取名主	取締補
岩瀬織次郎	梅木村		頭取名主	取締補
石黒玄四郎	上新堀村	助教	頭取名主	取締補
谷崎半平	出丸中郷		頭取名主	取締補
小原誠一郎	三保谷宿		助教	助教
大沢正作	畠中村	助教	助教	助教
鈴木孝太郎	宮前村	助教	頭取名主	助教
飯島藤十郎	中山村	助教	頭取名主	助教

「御布令写」「会所仮規則連印」「郷学校取建之旨趣奉申上候」により作成

會所仮規則

一、取締・頭取名主・同補勤者、川嶋村々ヲ  
一村ト心得、自他之無差別、郡中當筋ヲ  
專務ニ致、第一一己を正ふし、鄉中之模  
範与相成候様、可致事、

一、御高札之掲示を本与致し、次ニ白鹿洞掲  
示、并古靈之陳先生之格語、鄉學所規則  
ヲ以、村々江説諭シ、舊習一洗し、民俗  
ヲ純成する之心得肝要之事、

但、幼童之義ハ、其組頭、頭取名  
主ヨリ村々江申聞、貧富ニ不拘、  
最寄へ登學為致、壯年之者共も  
追々講義耳聴聞致候様、可諭事、

一、今般御附與ニ相成候田畠・物成者、會  
所・鄉學所、諸費ニ相用、有豫之分者、  
鄉中窮民救助之儲蓄致、可申事、

但、物成其義者、其村役人ニ而取  
立、會所江收メ、頭取補勤之もの  
ヘ預ケ置、書納耳聴明白ニ可致事、

一、鄉學所・河島堂ヲ主幹ト定メ、外三ヶ所

ハ、枝學所ト致、諸入費ハ、御附與之物  
成ヲ以、夫々手配可致事、

但、枝學所ニおいて、最寄村之頭

取ニ而、小事件取扱候義、不苦事、  
一、會所詰役員之者、月々二ノ日、惣集會七  
ノ日、一同講義耳聴聞其餘日之頭取老人、  
補勤式人出勤之事、

但、出勤之節、銘々手弁当ニ而、

朝六ツ半時詰メ、夕七ツ時退出、  
且病氣其外無拋、御用筋又者、所  
用有之節者、同役頗合ニ致し、差  
支ニ不相成様致、遲刻之節者、定  
刻六ツ半時迄ニ、其談可申越事、  
一、村々參會之義、會所ヨリ相触候、刻限通  
無相違出勤致候様、組限り頭取ヨリ嚴敷  
申聞、請書取之都而、御用筋差支無之様、  
可致事、

一、當郡之大害ハ、水旱之二惡ニ止り候間、

- 用悪水浚・藻刈・大圍堤防無油断、盡力可致事、
- 一、村々往道・橋坏損處無之様、組限り頭取見廻り、村物見苦しからざる様、可致事、
- 一、村々ヨリ争訴筋申出候節ハ、其事件ニ寄、御廳江伺上、御指図を以取斗、相成丈ケ双方へ説諭致し、熟談為相整可申、且役員之者いづれも郷中之者故、或ハ縁合懇意坏も不少義ニ付、自他・親疎之無差別、公平之所置、専務之事、
- 一、神事・祭禮坏、村々常例之祭ニ而も、人寄ケ間敷義、有之節者、會所江為申出、品ニより、御廳江伺上、都而無益之失墜無之様、組限り頭取ヨリ、可申聞置候事、
- 一、冠婚葬祭坏者、分限應し、花美之義、不致候様、村々へ、可申聞置事、
- 一、會所詰役員之もの、銘々野支度者、会所用意致置、臨時・非常之節者不及申、至急御用筋有之、差支不相成様、可致事、
- 一、火事・強賊坏非常之節者、白井沼ヨリ用意人足拾人相定置、見付次第村役人附添、昼ハ小幡、夜分會所、高張灯燈之無印、其場所へ持參致し、三役共捕丁之もの見付次第目印之場處江、屯シ萬事指図致し候様、可致事、
- 但、村々ニおいて、其路兼而承知致し、夫々非常用意、可致事、
- 一、博奕之義、兼而嚴重被仰出候義ニ付、當村々ニおいても、嚴重取締致候者勿論ニ候へ共、捕丁之者ヨリ密々見廻り、萬一心得違之者有之節者、早々會所江申出、他トリ顯連候ハヽ、捕丁之勤方不行届段、可申聞事、
- 一、捕丁扶持方者、壱人分一日玄米壹升之割合越以、正月・四月・七月・十月四度二頒、會所相渡候間、其節請取書持參坏可致事、
- 一、會所ヨリ村々江、狀持其外荷持坏之人足

ハ、村々江相掛り候事件ハ、會所入用ニ  
而差出し、一己江相掛之分ハ、其當人ヨ  
リ時々賃錢可差出事、

但、状持壱厘錢弐百文　但、夜ハ  
倍まし、

荷持壱厘錢三百文

一、會所・鄉学所、臨時諸入用之替義者、三  
役人并補勤之者、銘々所持地高割ヲ以、

出勤致し置、可申候事、

右之通り、取極メ候上者、無遺失相守、有  
名無實ならざる様、可致事、

取締　　田中次平

頭取名主　猪鼻孫一郎

頭取名主　渋谷源太郎

頭取名主　松崎又十郎

大澤庄平

岩瀬織次郎

石黒玄四郎

頭取名主　谷嶋半平

飯島藤十郎  
鈴木孝太郎  
大澤正作  
小原誠一郎  
田中多吉

助教　　〃  
助教補　〃  
鈴木達太郎(後略)<sup>(7)</sup>

## 二、川島町の寺子屋

近世庶民の學習の場である寺子屋の普及が、庶  
民の識字率向上に大きく貢献したのは明らかであ  
る。『川島町教育史』によると、川島町内には三  
七の寺子屋が確認されており、中でも第七小区内  
の寺子屋についてまとめたのが右の表である。存  
在が確認されている寺子屋は八軒あり、師匠は一  
二人が明らかとなつてている。寺院を教場として開  
設されている寺子屋三軒は、いずれも真義真言宗  
の寺であり、師匠となつた僧の墓には各々筆子の  
存在が記されている。また、西光院(牛ヶ谷)で

## 寺子屋・郷学所から学校へ

は寛文二年（一六七一）に亡くなつた日秀が寺子屋を始めていることから、この地域では早くから庶民への識字教育が行われていたものと思われる。さらに、「学制」期には慈眼院を角泉小学校、南光院を三保谷小学校の校舎として借用していたことも、記録により明らかである。第七小区内の寺子屋は、個人の開業が多いものの、開業・廃業の時期が不明な寺子屋は少なくない。記録された師匠の没年から、明治期に確認出来るのは鈴木庸行と田中三興（次平）の二人だけであるが、両氏の寺子屋に通う筆子（寺子）の数は共に一〇〇人以上とされている。また、会所に併設された郷学所にも設立当初から大きく関わつており、近世後期から明治初期に於ける川島町の初等教育普及に、欠くことの出来ない存在であつたのは明らかである。

川島町（七小区）内の寺子屋

所在地	教場	師匠名	没年	学校
角泉村	慈眼院	智精 精元	寛政9 天保12	角泉小学校 明治9年5月28日
新堀村		石倉綱三(友太郎、張斎)	慶応3	
宮前村	宮前堂	鈴木庸行(孝二郎、孝太郎)	大正9	
牛ヶ谷戸村	西光院	日秀 秀平 深周	寛文11 寛延4 天明3	
牛ヶ谷戸村		渡辺欣作	文久2	
山ヶ谷戸村		小高敬甫	天保3	
三保谷宿	南光院	昌寛 舜応	寛延2 寛政7	三保谷小学校 明治9年10月30日
三保谷宿		田中三興(次平、質庵・三左衛門)	明治16	

「川島町史」より作成

### 三、「学制」頒布により変わる郷学所

夫々掛り、左之者江申付候、此段為心得、申達候也、

郷学所取締

三保谷宿

田中次平

川島町は、近世末期まで川越藩領であった。川越藩では文政八年（一八二五）に、江戸藩邸内に江戸講学所が設けられている。二年後の文政一〇年には、川越にも藩校が設けられたが、この入学資格は藩士の子弟に限られており、年齢一五歳（後に八歳）以上が条件とされていた。また、朱熹が講義をした書院に掲げられていた「白鹿洞書院掲示<sup>⑧</sup>」を学則としていることから、朱子学系の藩校であつたのは明らかである。藩主が慶応二年に前橋移封となつた後、藩校は前橋城内に移設され、東松山には分校が設けられたが、明治四年の廃藩置県により廃校となつている。

従来の川島組が川島分界と改称され、行政事務を行うための会所に郷学所が白井沼村真福寺に併設されたのは、明治三年八月のことであつた。

御布令写<sup>⑨</sup>

右之者、今般郷学所掛申付候、尚左ニ記スル名前之輩、平日學問有志之様相聞候間、其郷学所江罷出、可相学、委細者同處掛リ之者より、及差圖候義も可有之三付、此旨、村之名

今般、其郡白井沼村真福寺江、郷学所取建、

郷学所助教

上新堀村

頭取名主 石黒玄四郎

中山村

頭取名主 飯嶋藤十郎

宮前村

名主 鈴木孝太郎

畠中村

頭取名主 大澤正作

下小見野村

頭取名主 松崎又十郎

右之者、今般郷学所掛申付候、尚左ニ記スル名前之輩、平日學問有志之様相聞候間、其郷学所江罷出、可相学、委細者同處掛リ之者より、及差圖候義も可有之三付、此旨、村之名

主より當人共江、可申聞者也、

上猪村

名主 貞吉

下井草村

名主 菅間與平伴

郡治

角泉村

名主 猪鼻八十治伴

助太郎

飯嶋村

膳煎役 鹿山新一伴

権三郎

釤無村

名主 喜平治伴

八寿治

西谷村

名主 渋谷政五郎伴

長三郎

宮前村

名主 鈴木孝太郎伴

達太郎

紫竹村

名主 小高徹次郎伴

芳三郎

大塚村

名主 小林才治孫

鳥羽井村

百姓 万太郎伴

浪治

藤七

表村

名主孫市伴

健三郎

吉原村

名主 藤四郎伴

勝十

山ヶ谷戸村

組頭 新太郎伴

牛ヶ谷戸村	恒三郎	名主 田中儀太郎伴	熊作
名主 小高泰作伴			
市松			
同村			
長百姓 安五郎孫			
寅次郎			
白井沼村			
百姓 良七伴			
常三郎			
上小見野村			
百姓 喜七伴			
三治			
下貉村			
膽煎役 猪鼻孫一郎伴			
五作			
鳥羽井村			
名主 長造			
下八ツ林村			
宮前村			
名主 鈴木孝太郎弟			
安次郎			
組頭 谷作伴			
光太郎			
畠中村			
組頭 谷作伴			
光太郎			

工藤氏によると、「郷中三役（取締役・肝煎役・頭取名主）は官選で、近世以来の地域指導者層が就任<sup>(10)</sup>」していたとされるが、その多くが郷学所に関わっていた事は右の記述により明らかである。特に郷学所助教の五人は、全て郷中三役（大沢庄平は伴が助教となっている）との兼任である。また、同年八月に定められた「河東寮學規<sup>(11)</sup>」によると、入学者は貧富貴賤に関わらないとしながらも、村役人及び持高一五石以上の子弟は務めて入学することが求められており、飲酒並びに戯談雑居、婦女子の出入りは禁じられていた。

- 一、郷李掛リノ者ハ、郷黨ノ模範タレハ、第一其身ヲ正フスヘシ、不正ノ身ヲ以テ人ヲ正フセントスル、其罪幾許、此理須臾モ忘失スヘカラサル事、郷童讀書順ハ始三字經・千字文・大統歌・孝教・大學・論語・中庸・孟子・小學・易・春秋・詩經・書經・禮記・春秋差左氏傳・國語文章・規範・八大家文集、其余ハ、望ニ可任事、
- 一、入學之義、貧富・貴賤ニ拘ハラス、有志ノ者ハ可申出、村役人并持高拾五石以上ノ子弟ハ、務テ入學致スヘキ事、
- 一、寮中ノ生徒、坐次ノ進退ハ、定ムル所ノ讀書順、會讀ノ優劣ヲ以テ、相定候事、
- 一、日々晩六ツ時登寮、昼四ツ半時退寮ノ事但、農事繁務ノ節ハ、日限ヲ定メ、休業致候事、
- 一、入寮ノ生徒ハ、寮則ヲ嚴重ニ相守、總テ舍長ノ令ニ隨ヒ候事、

- 一、精勤進學不勤、怠惰ノ者、賞罰嚴重タルヘキ事、
- 一、助教ノ者ヲ始メ、日々當番相定置候通、寮中壹是關係致シ、一同退出ノ後、火ノ元等、要慎可致事、
- 一、人日・上元・上巳・端午・七夕・中元・重陽ノ七節ハ、入寮ノ生徒幼童ニ至迄、羽折着用、當日ノ佳義ヲ祝シ可申事、
- 一、毎月朔日・十五日・廿五日休業ノ事、右之條々、嚴重可相心得候、
- 河東寮
- 先の記述からも、郷学所で学ぶべきとされたのは名主や組頭などの偉達が大半であり、近代学校制度への移行を意識した学校と言うよりは、藩校に近い場所であつたと思われる。
- 明治五年四月二五日には、新に「郷学校取建之趣旨」<sup>(12)</sup>が同所より提出されている。

郷学校取建之趣旨、奉申上候、

一、川島郷学校之義、去ル（明治）己巳年中、前御支配前橋御藩ニおいて、種々之御世話有之ニ付、一昨（明治）庚午年八月以来同郷之内、白井沼江郷学所相開、近邊子弟輩、農業之暇日ニ稽古仕居候、尤學業之儀者、是迄支那学を以主と仕居候、國學・洋学者、方今之急務なる故、是非とも相開度心得ニ御座候得共、當郷之義者、從來貧窶之僻地にて、二学之良師を相招へき力無之、一ハ書籍ニ乏しく、不得已支那学のミ仕居り候、

一、支那学之儀も、可然督學相招候力無之故、不得已、近邊之者之中ニテ、兼而少々ツ、文学心掛居候もの、教導ニ罷成、童子輩江、句讀相授け、且つ折節經書之要文等説き聞かせ、聊五倫之道の一端をも辨ひさせ、且一丁字を知らざるの謗を免かれしめ候迄の義ニ御座候、

一、郷学諸入費の儀者、是迄田中次平引受ケ、

百事周旋仕居候ニ、且又一歳入費の多寡者、校則等も未タ確定不仕候間、差當里申上難く候、

右の文面からは、予算もなく指導者もいない郷学所の苦しい実態が明らかにされているが、前年文部省が設置され、近代学校制度への移行が迫っていることを意識しての趣旨提出であつたと思われる。明治五年八月三日、全国に向け「学制」が頒布されると、川島町では早々に、「乍恐以書付、（13）鄉学所取立之儀、奉伺上候」を提出し、「学制之小学校取設之方法者、未タ難行届」状況を理由に、郷学所の存続を願出ている。もつとも、ここでは男女六歳以上の學習の場であることが明記されており、「学制」を意識した郷学所へと変わつてゐるのは明らかである。

乍恐以書付、郷学所取立之儀、奉伺上候一、今般有志之者、申合学問被仰付候處、從來旧県より命せられ、白井沼ニ於て、会所合併学舎相開、郷学所と相唱ひ、聊村

童共ニ、読書致させ置候儀ニ有之候間、不取敢、右場所相用、和漢筆算字并西洋単語会話等、相学せ度奉存候、尤、方今差当り、御改正学制之小学校取設之方法者、未タ難行届候ニ付、追而、其方法相立候迄、旧郷学所之名目相用置、且、教師之儀も他より雇入ニ者力も無之故、不得止事、最寄ニ而学問心掛候者共届出、是迄講習仕居候、就而者、今般之儀も、古々敷共相用置度奉存候、

一、僻地蒙昧之者、其幼稚之子弟者、申迄も無之、其父兄たるものを始メ兔角学問を悪ミ百姓者農業さへ出来候得者、学問なとハ無益之事也との陋説を主張し、其悪弊除き難し、是ニ者殆困却候、此度郷学所免許被成下置候上者、更ニ区内子弟たるもの男女共六歳以上、聾啞等廢疾を除ク之外、農業之暇、勉而学問可致様、御布告被成下度、奉願候、

一、學舍入費之儀者、方今迅速規則も難相立候ニ付、先差当り入社之生徒より其者之身分ニ応じ、聊ツヽ之教授料差出させ、至極窮之者ニ候ハヽ、其儀ニ不及、心置なく修業出来候様仕度、心得ニ御座候、右件々ハ、差障も無之儀ニ御座候ハヽ、急速學舍相聞度、此段奉伺候、

一、御序ニ而学校御開ニ相成教授雇入ニ相成候上者、郷学所教授之者、伝習仕らせ、即生徒江相伝させ候様、仕度奉存候、

一、教授之儀者、是迄三保ノ谷宿農小原秀雄・畠中村籍専務副戸長大沢庄平倅同正作兩人ニ而致來候ニ付、差当り右之者相聞度奉存候、

明治五壬申八月八日

第一大区七小区

副戸長

鈴木孝太郎

八小区

副戸長

田中 次平

戸長 松崎又十郎

入間県	九小 区	副戸長	飯島藤十郎
御役所		戸長	渋谷源太郎

#### 四、学校設立と学区域の変遷

入間県から学校設立の方針を明らかにするための「告諭」<sup>(14)</sup>が出されたのは、明治五年十一月五日のことである。ここでは、中学区毎に二百十小学区を設けることはかなわないとして、「小区毎二三小校ヲ興す」ことが目指されていた。また、明治六年三月には学校建立の手順が明らかにされ、<sup>(15)</sup>入間県内は三つの中学区（第十四・十五・十六）に分けられている。各大区毎に一〇の小学校設立が決められ、第十四中学区域となつた川島町では、四五軒程の小学校が必要と考えられていた。同年六月に熊谷県の管轄となつた際、川島町の中学区は第十五区に変更となつており、同月一四日に明らかとなつた第一大区第七小区の小学校区画が次の表である。

南第一大区七小区学区分

	(人)		(人)
122番	679	安塚村	52
		釘無村	247
		角泉村	380
123番	794	飯島村	207
		宮前村	178
		上貉村	236
		下貉村	173
124番	654	吉原村	93
		新堀村	127
		表村	173
		山ヶ谷戸村	261
125番	699	紫竹村	87
		牛ヶ谷戸村	311
		三保ノ谷宿	301
		白井沼村	335
126番	759	平沼村	424

小学校区画規定連印(6月14日)より作成

明治六年七月、熊谷県では「熊谷県下小学校則」<sup>(16)</sup>が定められ、学校制度の導入を本格化している。

#### 本縣管内小学校則

##### 小學生之事

##### 第一章

小学校ハ教育ノ楷梯ニシテ、一般必ス学ハス  
ンハアルヘカラサルモノトス、依テ各區へ設  
ケラル、ナリ、

童子六歳ニ至ルモノハ、其父若シ父ナキモノ  
兄カ又ハ後見人、又ハ母親ニテモ、小学校教  
授方ヘ左ノ雛形通り、願短冊三枚ツヽ差出シ、  
入学相願、小學生トナルヘシ、

(後略)

同校則では、六歳から一三歳迄の童子を小学生、  
それ以上の生徒は學員外生と定められており、  
「學制」の意向に沿つた取り決めがなされている。

第二十二章の、「小学校授業ノ暇、宅稽古ハ苦シ  
カラス、然リト雖モ、家塾免許ナキモノハ之ヲ免  
サス」では、家塾の存続を認めてはいるものの、  
家塾免許の所持が条件とされている。もつとも、

「學制」では、教師免許の取得者が私宅で教授す  
るのは私塾、未取得者が教授するのは家塾と定め  
られていた。<sup>(1)</sup>

小学校の教場となつた下猪村の廢寺西光寺は、郷  
学支學所が置かれた場所であり、『文部省第二年  
報』には、生徒数七九人（男七四人・女五人）と  
記録されている。もつとも、暢發學校（教員養成  
学校）から教員荒川謙吉の派出をうけての開校で  
あり、僅か一月で同氏は帰校となつてはいる。その  
後派遣された加藤義質が中學本部に派出された後  
は、下猪村戸長の猪鼻明順が授業を担当する状況  
に陥つており、教員の養成が遅れている実態が明  
らかとなつてはいる。

以書付、奉申上候、

當區内、稻生小学開校以來之手續、御尋ニ付  
概略左ニ、

當八月九日開校、其節御本校ヨリ教員荒川  
謙吉様御派出、御教授被下候處、九月五日  
御帰校ニ相成、其後加藤義質様川越江御派  
出、當校御兼勤四・九ノ日御出張ニ相成、  
然處御同人様中学本部御派出之御沙汰有之、  
第七小区内に最初の小学校が開校している。稻生

節之處者、下貉村戸長猪鼻明順、生徒江教  
授罷在候次第二御座候、此段、御尋ニ付、  
奉申上候、以上、

南第一大区七小区

副区長 鈴木庸行

明治六年十二月十九日

翌月七日には、やはり郷学所であつた真福寺を

教場として白井沼小学校が開校している。この両  
校の開校は早くに決定していたものと思われ、稻  
生学校開校直前の七月三〇日、表村戸長小嶋孫市  
から熊谷県令に、次のような申し出がなされてい  
た。

以書付願上候、

南第一大区七小区

比企郡表村

戸長 小嶋孫市

一、當区内小学校之義、白井沼・下貉村両所  
江、近々開校可相成候得共、當村之義者、  
道路之距離有之、幼童往返難儀可仕候ニ

付、當村江開校仕度候得共、即今教師無  
之二付、右両校之内江、教師手伝可相成  
人物差出し、少も受業相成候上者、右両  
教師之内ニ而御兼帶、當村江開校相成候  
様、奉願上候、以上、

戸長 小嶋孫市

明治六年七月卅日 河瀬熊谷縣令殿<sup>19</sup>

教師が確保されていない状況での開校は難しく、  
この時の申請は許可されなかつたものの、翌八月  
二八日には区内協議の上、次の決定がなされてい  
る。

一、学校之儀者、再撰生徒帰村迄者、下貉村  
稻生学校并白井沼学校ニおむて開校之事、  
一、再撰之生徒帰村之上者、白井沼学校者存  
し置、表村養竹院江開校可致、稻生学校  
者、上貉弘善寺江移し候事<sup>20</sup>、  
教員養成のため、最初の官立師範学校が授業を

開始したのは、明治五年九月のことであり、近代

以書附、御届申上候、

南第一大区七小区

学校制度の定着拡大に、教員養成が急務とされて

いたのは明らかである。熊谷県に最初の教員養成

所である暢発学校が開校したのは、明治六年七月二〇日のことであるが、生徒は各大区から一〇人宛推薦することが定められていた。第七小区の表村太田見外が推薦された際の記録が残されている。

前書之通、御達有之候ニ付、村々一同教員生

徒再撰致候處、表村養竹院住職太田見外撰舉相願候、然上者、受業中ハ相當之入費、区内より聊無相違差出し可申候、依之、為後日、

一同連院、如件、

明治六年六月廿九日<sup>(21)</sup>

右の記述により、教員養成が地域住民に支えられていたのは明らかである。

再撰生徒帰村を条件に表村に学校が出来ると共に、稻生学校の移転は既に決まっていたもの、明治七年一月には、「稻生学校轉移御願書」が提出されている。

一、稻生学校

右ハ、下貉村廃寺跡ニおいて、開校仕候、地理不便之村も有之候付、今般区内申談之上、上貉弘善寺を借請、轉移度し候尔付、此段、

以書附御届奉申上候、以上<sup>(22)</sup>

事前に決まっていた約束事ではあるが、地理不便を理由に稻生学校は下貉から上貉へと移転している。表村学校（養竹院）の開校（明治七年二月）を前に、再び学区域の変更が行われたのは明治七年一月七日のことであった。

#### 学区分取極

一、人員	貳百四十七人	釣無村
一、同	三百八十人	角泉村
一、同	五十貳人	安塚村
一、同	百七十三人	下貉村
一、同	貳百三十六人	上貉村
一、同	百七十八人	宮前村

一、同 武百七人

合千四百七十三人

飯嶋村

右、稻生小学校區

諸務掛り 鳴 貞吉

一、人員三百三十五人

白井沼村

一、同 三百壱人

三保谷宿

一、同 八拾武人

牛ヶ谷戸村

一、同 四百式十四人

平沼村

合千式百式十九人

紫竹村

右、白井沼小学校區

諸務掛り 品川佐十郎

一、人員九十三人

吉原村

一、同 百式十七人

新堀村

一、同 百七十三人

表村

一、同 式百六十一人

山ヶ谷戸村

一、同 式百式十九人

牛ヶ谷戸村

右、表村小学校區

諸務掛り 小嶋孫市

右者、昨明治六年八月中之取極ニ基、今般區  
内協議之上、学区分致し候間、生徒之義者、  
其学区江入校可致事、(後略)

川島町に五つの学校が揃うのは明治九年のこと  
であるが、前年の明治八年一〇月には、既に新た  
な学区域が決定されていた。

学区組替願

南第壱大区七小区

第十四番中学区第百五十番小学

武藏国比企郡

表 村

山ヶ谷戸村

一、人員六百五拾七人

新堀村

吉原村

第十四番中学区第百五十一番小学

武藏国比企郡

三保谷宿

一、人員六百廿二人

牛ヶ谷戸村

飯島村

第十四番中学区第百五十二番小学

武藏国比企郡

白井沼村

紫竹村

一、人員千拾四人

宮前村

上貉村

下貉村

第十四番中学区第百五十三番小学

武藏国比企郡

角泉村

一、人員六百八拾人

釤無村

安塚村

第十四番中学区第百五十四番小学

武藏国比企郡

平沼村

一、人員六百三拾六人

この後に、各村毎の戸長・副戸長・立会人・小时前物代の署名が続いている。また、時を同じくして記されたであろう「学校之義ニ付、約信書」には、次のような記述が残されている。

當区内之儀、小学校五校之御割合ニ有之、先般学区組分取極奉書上候所、是迄区内申談之上、三校開業、学生授業罷在候處、路程之遠近便否ニ因り、今般二校開業仕度、依而施行スル所、学事ニ於テ更ニ実地ノ便否ヲ商リ、人情ノ向背ヲ案シ、学生進歩得失ヲ推敲シ、熟議仕候所、前書之通学区区分致シ、一学区每開校いたし候得者、幼童往復杯困難之患ひ無之、自然學生進歩之一助と奉存候、尤、校數ヲ殖シ委靡不振之弊ヲ釀サヽル杯、精々盡力仕、此上追々資本金一杯積立、維持仕度候間、何卒前書之通、学区組替之義、御聞届被成下度在之、私共一同連印ヲ以、此段奉願候、以上<sup>24</sup>、

右学区之義、是迄区分致し置候得共、今般五校開業ニ付、三保谷宿・牛ヶ谷戸村地理宣敷ニ付、一校ヲ置度旨、協議有之、平沼村・飯島村同様、吉原村ハ表学区江組入候得ハ都合よろしき旨、角泉村・釤無村・安塚村之義者、素より一校ヲ置度旨、依而、白井沼村五ヶ村残りに相成候所、是以地理不便ニモ無之、乍去、人員杯各校より増殖スト雖モ、敢テ五ヶ村希望スル所ニアラス、区内都合之末、爰ニ至リ候事(25)（後略）

三校から五校に至る過程で、何度も協議が行われていたものと思われるが、結果多少の問題を含んだままの区割りが決定されていたのは明らかである。角泉小学校（慈眼寺）は明治九年五月二十八日、三保谷小学校（南光院）は同年十月三十日の開校であるが、明治九年の記録によると、この際の区割りは明治六年に想定された区割りとほぼ同じであり、明治八年十月以降も地域の話し合いが続いていたものと思われる。

### おわりに

白井沼の真福寺に設置された会所に、郷学所が併設されたのは明治三年八月のことである。郷学所は、貧富貴賤に関わらず入学が許されていたが、実際には入学者の多くが名主・肝煎役・組頭の子弟であった。もっとも、地域の指導的立場にある

明治9年 第一大区七小区内小学校

学校名	通学区
角泉小学校	安塚村、釤無村、角泉村、飯島村
稻生小学校	宮前村、上貉村、下貉村、吉原村
表小学校	新堀村、表村、山ヶ谷戸村
三保谷小学校	紫竹村、牛ヶ谷戸村、三保谷村
白井沼小学校	白井沼村、平沼村

『埼玉県教育史』第三巻より作成

郷中三役の多くは、郷学所の助教なども兼任しており、中でも郷学所取締役田中次平・助教鈴木庸行の両名は寺子屋師匠でもあり、地域教育への関心も高く理解も深かつたと思われる。

また、「学制」頒布の際には、「学制之小学校取設之方法者、未タ難行届」を理由に、郷学所の存続を申し出しているものの、男女六歳以上を教育の対象者とするなど、「学制」の意向に添つた場所へと郷学所が大きく変わっていたことは、記録により明らかである。

第一大区第七小区には、明治九年迄に五つの小学校が寺院を教場として開校している。場所の選定や区割りの決定には、何度も話し合いの場が持たれていた。この地域が学校増設を望む理由は、「幼童往復杯困難之患ひ無之、自然学生進歩之一助」となるためであつたが、その希望を阻む原因の一つに、教員確保の問題があつた。ここでは、暢発学校に推薦した生徒へ地域住民が資金を援助することで、教員確保を図つており、この時期の

学校増設の一端を、民費依存・受益者負担をも厭わない住民意識が支えていたのも一つの事実である。

(大正大学綜合仏教研究所研究員)

註

- (1) 文部省『文部省三十年年報』(明治三五年・三六年)宣文堂出版部一九六八年復刻。
- (2) 文部省『文部省第三年報』(明治八年)宣文堂書店一九六四年復刻。
- (3) 川島町『川島町史』通史編 下巻 二〇〇八年。
- (4) 工藤航平「近代小学校の成立過程と地域社会」(『埼玉県立文書館紀要』二〇巻 二〇〇七年)。
- (5) 工藤航平「地方史からの『郷学』の評価」(『埼玉県立文書館紀要』二一巻 二〇〇八年)。
- (6) 工藤航平「近代小学校の成立過程と地域社会」(『埼玉県立文書館紀要』二〇巻 二〇〇七年)。
- (7) 鈴木(庸)家文書 二〇一五・埼玉県立文書館所蔵。
- (8) 鈴木(庸)家文書 九九八九・埼玉県立文書館所蔵。
- (9) 「學場大概錄」(鈴木(庸)家文書 三二二一・埼玉県立文書館所蔵)。
- (10) 工藤航平「地方史からの『郷学』の評価」(『埼玉県文書

(11) 「館紀要」二一卷 二〇〇八年。

(25) 「学校之義ニ付、約信書」(鈴木(庸)家文書 二一五九・埼玉県立文書館所蔵)。

(11) 「河東寮學規」(鈴木(庸)家文書) 二〇九〇・埼玉県立文書館所蔵。

(12) 「鈴木(庸)家文書」二〇四一・埼玉県立文書館所蔵。

(13) 「飯島和雄氏文書」『川島町教育史』より引用)。

(14) 「川島町史」通史編 下巻 二〇〇八年。

(15) 「熊谷縣下小学校則」(鈴木(庸)家文書) 行政文書(学校)。

(16) 「熊谷縣下小学校則」(鈴木(庸)家文書) 二〇一九・埼玉県立文書館所蔵。

(17) 「学制」第一十三章

小学私塾ハ、小学教科ノ免状アルモノ、私宅ニ於テ

教ルヲ稱スヘシ、

「学制」第三十二章

私宅ニアリテ中學ノ教科ヲ教ルモノ、教師タルヘキ  
證書ヲ得ルモノハ、中學私塾ト稱スヘシ、其免状ナ  
キモノハ之ヲ家塾トス。

(18) 「稻生小学校開校以来手続書上」(鈴木(庸)家文書)

二〇二一 埼玉県立文書館所蔵。

(19) 「鈴木(庸)家文書」二〇二六・埼玉県立文書館所蔵。

(20) 「鈴木(庸)家文書」二〇二六・埼玉県立文書館所蔵。

(21) 「御教則伝習再撰生徒人撰書」(明治六年六月廿九日)  
(鈴木(庸)家文書) 二〇四六・埼玉県立文書館所蔵)。

(22) 「鈴木(庸)家文書」二〇二六・埼玉県立文書館所蔵。

(23) 「鈴木(庸)家文書」二〇二六・埼玉県立文書館所蔵。

(24) 「鈴木(庸)家文書」二〇二六・埼玉県立文書館所蔵。